6/4 レポート

まず事実の概要は上告人が被上告人が汚職を働いていたことを公表しそれに対し被上告人が名誉毀損を理由に訴えを提起し、裁判所が上告人に対し謝罪広告をもとめたというものだ。

法定意見は謝罪広告の強制が、矯正された者の人格を無視することになり許されない場合がありうるとしながらも本件における謝罪広告の内容は上告人の両親の自由を侵害することを要求するものとは解せられないとしている。

私の意見は概ね反対である謝罪広告の強制が許されない場合がありうるとしながらどこからが本人に対し良心の自由を侵害することを要求するものに当たる謝罪広告なのかの明確性がなく今後この判例を根拠に恣意的な判断がされないかということが気になります。

また入江裁判官が述べている「恰もその良心の内容であるかのごとく表示せしめるということは憲法十九条の良心の自由を侵害」するという意見に準じて私は本人の意図に関わらず本人の思想が何であるかを対外的に広告することを強制することはすなわち本人の良心をも侵害しているに等しいと考えます。